

# 石木ダム工事差止訴訟の原告になっていただくお願い

## 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会（支援する会）からのお願い

いつも石木ダムを中止させる運動にご支援いただきありがとうございます。

今回は、石木ダム工事差止訴訟の原告になっていただくお願いです。

2016年2月2日に長崎地方裁判所佐世保支部に行った石木ダム工事差止仮処分申立が2016年12月20日に却下されました。これを不服とし、12月28日には石木ダム対策弁護団を代理人とした137名が福岡高等裁判所に即時抗告しました。

弁護団が年明けにかけて検討を重ねた結果、仮処分訴訟には限界が多いことから、2017年3月6日に本訴を長崎地方裁判所佐世保支部に提訴しました。その判断根拠は、

1. 工事差止仮処分申立は、
  - ①緊急性を第一義にする、
  - ②行政訴訟法44条から、石木ダムの必要性など、事業認定の不当性・違法性に関わることは考慮しない、
  - ③税金の使われ方や自然破壊なども考慮しない、など限界が多い。
2. これらの問題についてじっくり迫るには本訴が良い。
3. 本訴係争中に工事案件が強行される場合は、即座に工事差止仮処分を申立てれば良い。

です。

今回提訴した工事差止訴訟は、

1. まったく不要な石木ダム事業が遂行されることで、生活基盤と地域社会が奪い取られるという13世帯皆さんの人権破壊だけでなく、
2. 貴重な自然が破壊される、
3. 支払っている私たちの意思を無視して、税金や水道料金が不要な石木ダム事業に使われる、

という私たちにとっての不利益を未然に防止することを目的とする訴訟です。

この訴訟は随時、原告の追加が可能なので、これからも原告募集を続けます。多くの皆さんに原告になっていただき、世論を動かし、長崎県と佐世保市を追い詰めましょう。

- ◎ 本訴訟の原告とりまとめは地本長崎県内の「原告団事務局」が担います。原告になっただけの場合は、同封の「原告団事務局と、石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会（支援する会）からのお願い」に沿って、同紙と、おなじく同封の委任状に必要事項を書かれた上で、共に、原告団事務局に送付ください。委任状は2箇所を実印による押印をお忘れなきようお願いいたします。委任状をプリントアウトした上、記入される方は、A4で両面印刷の形式（表面に委任状・裏面に弁護士目録が記入されたもの）の1枚用紙でプリントアウトの上、ご記入ください。なお、日付欄は書いた委任状を作成した日で記入ください。

記
〒857-0834 長崎県佐世保市潮見町1-30-1311
石木ダム訴訟原告団事務局 松本美智恵
TEL 0956-80-1754

併せて、原告になっていただく皆さまには、この訴訟にかかる実費（訴訟判決確定まで各段階ごとに裁判所に払い込む経費）として負担金1万円を分担願うことになりました。下記口座に送金下さるよう御願ひ申し上げます。

記	
金融機関名	ゆうちょ銀行
記号番号	記号17680 番号29307451
名義人	「石木ダム訴訟原告団事務局」

上記口座に送金頂いた費用については、その一切を弁護団が管理する口座に引き継ぐようにいたします。

さいごに、より多くの皆様に工事差止訴訟の原告になることの参加を強くお願いして、「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」から新たな法廷闘争に向けた決意のお手紙とさせていただきます。

以上

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」連絡先  
〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 電話・FAX 045-877-4970

原告団事務局と、石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会（支援する会）から  
委任状提出にあたってのお願い

○ 委任状の記入について

- \*住所は都道府県名からお願いします
- \*日付はご記入日でお願いします
- \*名前の漢字は印と同じものを正確にお書きください

崎と崎 辻と辻□ 沢と澤 など

\*印の2カ所に捺印をお願いします

○ 以下についてご記入の上、委任状と共に原告団事務局へ郵送ください

連絡先 電話番号 （どちらかだけでもかまいません）

自宅： \_\_\_\_\_

携帯： \_\_\_\_\_

所属団体（あれば）： \_\_\_\_\_（支援する会）\*1

原告になられた方へは裁判の状況をお伝えする原告団通信をお送りしています。

お届け方法を選択してください。（番号に丸を付けてください）

① パソコンメールに添付

メールアドレス： \_\_\_\_\_

② FAXで送信 番号： \_\_\_\_\_

③ 郵送 ご住所： \_\_\_\_\_

委任状の裏面下部空欄に連絡先電話番号を鉛筆書きでご記入ください。

（弁護団事務局が不明な点などお尋ねする場合がありますので、連絡可能な電話番号をお願いします）

\*1 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会（支援する会）からの呼びかけに応じて申し込んでいただいた皆さまには、支援する会が発行する「こうばるからこんにちは」も送付させていただきます。それが分かるように、所属団体名の所に、右詰で（支援する会）とプリントしました。



⑩  
委 任 状

平成 年 月 日

住 所

委任者

⑩

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士 馬 奈 木 昭 雄 (福岡県弁護士会所属)

福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階

同 板 井 優 (熊本県弁護士会所属)

熊本県熊本市中央区京町2-12-43岡村ビル2F

同 高 橋 謙 一 (福岡県弁護士会所属)

福岡県久留米市東町25-3 ブラザービル3階

同 平 山 博 久 (福岡県弁護士会所属)

福岡県北九州市八幡西区黒崎3-1-7

アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階

及び後記目録記載の各弁護士

第1 事 件

1 被 告 長崎県・佐世保市

2 裁 判 所 長崎地方裁判所佐世保支部

3 事 件 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

第2 委任事項

1 上記事件の訴訟行為、申立の取下げ、和解、控訴・上告・上告受理の申立て、抗告・特別抗告及びそれらの取下、反訴の提起、弁済金の受領、保管金納入及び受領

2 その他上記事件に関する一切の事項及び復代理人の選任及び解任

後記目録

弁護士 魚 住 昭 三 (長崎県弁護士会所属)

長崎市万才町6-11 三井ビル4階

同 緒 方 剛 (福岡県弁護士会所属)

- 福岡県北九州市小倉北区田町14-28  
ロイヤールビル6階
- 同 毛利 倫 (福岡県弁護士会所属)  
福岡県福岡市中央区大名2-10-29  
福岡ようきビル2階
- 同 田 籠 亮 博 (福岡県弁護士会所属)  
福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4  
リーガルトワー2階
- 同 八 木 大 和 (福岡県弁護士会所属)  
福岡県福岡市中央区大名2-10-29  
福岡ようきビル2階
- 同 鍋 島 典 子 (福岡県弁護士会所属)  
福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階
- 同 中川 拓 (長崎県弁護士会所属)  
長崎県諫早市小船越町617番地11
- 同 井 上 恵 梨 (長崎県弁護士会所属)  
長崎県長崎市賑町5番21号  
パークサイドトラヤビル 401
- 以 上